

永代供養規則

(目的)

第1条 願主が志す先祖代々や個別の霊位に対して、大立寺が永代にわたって供養をすることを目的とする。

(管理運営)

第2条 永代供養の管理運営は、大立寺代表役員である住職がこれを行う。

(申込資格)

第3条 大立寺檀信徒に限らず、誰からでも申し込むことができる。

(申込方法)

第4条 申込用紙に必要事項を記入し、立会人と連署捺印のうえ申し込む。申込後、法要を行い、承諾の証として奉書を拝呈する。

2 将来的に無縁となる方は、自らの永代供養を生前に申し込むことができる。

(法要)

第5条 申し込まれた方は永代供養過去帳に記入のうえ、毎年盂蘭盆会に合同回向を行う。また、永年にわたり、毎月、月命日の朝勤にて合同回向を行う。

(永代供養料)

第6条 申込者は、永代供養料として、申込時に別に定めるところの金額を大立寺に支払わなければならない。

2 永代供養料は、社会情勢等により変更することがあるが、申込後に追加金を求めることはない。

3 永代供養料は、申込後、理由の如何を問わず返還しない。

(規則に定めのない事項)

第7条 本規則に定めのない事項に関しては、誠意をもって相談のうえ、決定する。

付則1 この規則は平成24年8月16日から施行する。

2 申込後、永代供養過去帳に記入するとともに、専用の板に記載のうえ、本堂内の永代供養表に貼り出す。

3 永代供養料は、一霊位につき金20万円とするが、布施であるため、申込者側の状況に応じ、金額の相談には応じうる。

4 大立寺の代表役員が交代しても、永代供養過去帳を引き継ぎ、継続して供養を行う。